

令和6年10月

企業、法人ご利用者様 各位

公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター
理事長 寺田 志郎

シルバー人材センターの契約関係の見直しについて（お願い）

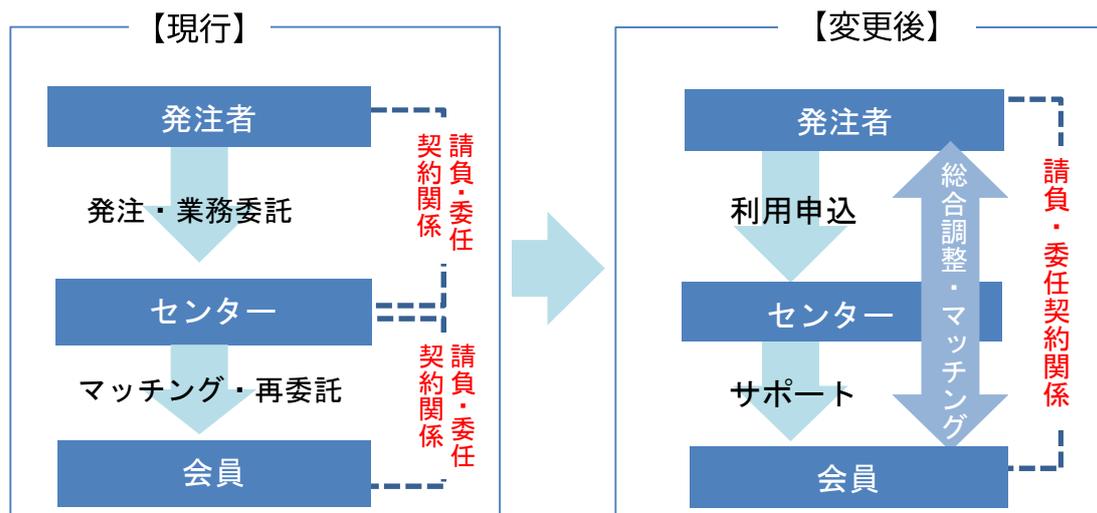
日ごろよりシルバー人材センターをご利用いただき誠にありがとうございます。さて、令和6年11月のフリーランス法の施行に伴い、フリーランスに該当するシルバー人材センターの会員に対する契約関係の見直しを令和7年4月から実施できるよう準備を進めています。

シルバー人材センターが一括して発注者の皆さんと契約し、会員に再委託する現在の契約方法から、今後はシルバー人材センターを通して発注者と会員が直接請負契約を結ぶ関係となります。

これに伴い、会員の作業代金（配分金、機械代、立替材料費等）に含まれる消費税の扱いが変更されることとなります。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆様におかれましては、契約方法の変更について御理解と御協力をお願い申し上げます。

1 見直しのイメージ



2 消費税の扱い

契約方法の変更により、センター業務委託料（事務費、処分費等）について

は、仕入税額控除できますが、会員は免税事業者となることから、会員業務委託料（配分金、機械代、立替材料費等）に含まれる消費税については仕入控除ができなくなります。

なお、仕入税額控除等への対応を希望される場合は、除草・剪定以外であれば、シルバー派遣事業への切り替えによる対応方法もありますので、袋井事務所までお問合せください。

【派遣事業】

- ・派遣手数料20%
- ・請負と違い会員への指揮命令等が可能となります。
- ・契約は一括して静岡県シルバー人材センター連合会 [T208005006289] との契約となり、仕入税額控除ができます。シルバー会員の場合、派遣の期間制限（3年）がありません。

| 品目 | 賃金 | 派遣手数料 | 消費税 | 請求金額 |
|--------|--------|--------|------|--------|
| 〇〇派遣業務 | 5,000円 | 1,000円 | 600円 | 6,600円 |

袋井・森地域シルバー人材センター
電話 0538-43-1314